

「淡海子ども・若者プラン」の改定について

1 趣旨

本県では、滋賀で生まれ、育つ子ども一人ひとりが、心身共に健やかに成長し、社会の主役として育ってほしいと考え、本県における子ども政策の総合的な計画として、令和2年3月に「淡海子ども・若者プラン」を改定し、令和6年度までの5年間で計画期間として事業を実施している。

その後、国においては、令和5年4月のこども家庭庁の設置、こども基本法の施行などのほか12月にはこども大綱の策定などがなされ、こども基本法では国が定めるこども大綱を勘案して都道府県こども計画の策定に努めることとされた。本県においても子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築なども含め、子ども政策の一層の拡大を図っているところ。

これらの状況を踏まえ、現プランの計画期間の終期である令和6年度末までに次期計画の策定を行うもの。

2 計画期間等

・計画期間：令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)(5年間)

3 計画の位置づけ

滋賀県において取り組むべき子ども政策を総合的かつ計画的に推進するための計画とするほか、「滋賀県基本構想」等、県の他の関連計画との整合性を図る。

併せて、関係法に基づく以下の計画の位置付けも併せ持つ計画とする。

◆子ども・子育て支援法第62条に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」

◆子ども・若者育成支援推進法第9条に規定される「都道府県子ども・若者計画」

◆母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」

◆次世代育成支援対策推進法第10条に規定される「都道府県行動計画」

◆こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」

追加◆こども基本法第10条に規定される「都道府県こども計画」

追加◆成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

4 策定までの進め方

滋賀県子ども若者審議会や分野ごとの部会における、学識経験者や関係者の参画による議論を踏まえた検討や、市町や子ども・若者からの意見を踏まえて計画を策定します。

5 策定スケジュール

令和6年(2024年)1月19日	第19回滋賀県子ども若者審議会
令和6年(2024年)5月～7月	滋賀県子ども若者審議会各部会における分野別の検討
令和6年(2024年)8月30日	第21回滋賀県子ども若者審議会
令和6年(2024年)10月4日	教育・子ども若者常任委員会(骨子案)
令和6年(2024年)10月	第22回子ども若者審議会
令和6年(2024年)11月	教育・子ども若者常任委員会(素案)
令和6年(2024年)12月	教育・子ども若者常任委員会(原案)
	県民政策コメント実施
令和7年(2025年)3月	教育・子ども若者常任委員会(最終案)
	策定・公表

次期「淡海子ども・若者プラン」骨子案



I 次期「淡海子ども若者プラン」の策定について

1 プラン次期計画策定の趣旨

- ・本県では、滋賀で生まれ、育つ子ども一人ひとりが、心身共に健やかに成長し、社会の主役として育ってほしいと考え、本県における子ども政策の総合的な計画として、令和2年3月に「淡海子ども・若者プラン」を改定し、令和6年度までの5年間に計画期間として事業を実施。
- ・国においては、令和5年4月のこども家庭庁の設置、こども基本法の施行等ほか、12月にはこども大綱の策定がなされ、こども基本法では国が定めるこども大綱を勘案した都道府県こども計画の策定が努力義務とされた。
- ・本県においても子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築なども含め、子ども政策の一層の拡大を図っている。
- ・これらの状況を踏まえ、現プランの計画期間の終期である令和6年度末までに次期計画の策定を行う。

2 計画の位置付け

- 本県における子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための計画。
- 「滋賀県基本構想」等、県の関係計画との整合性を図る。
- 次の7つの法律等に基づく計画に位置づける。
 - ・「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)
 - ・「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)
 - ・「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
 - ・「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)
 - ・「都道府県子どもの貧困対策計画」(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
 - ・「都道府県こども計画」(こども基本法)
 - ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

3 計画期間 5年 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

4 「子ども・若者」の定義

本計画においては、「子ども」はおおむね18歳未満の者を対象とし、また「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象とするが、施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とする。(個別の規定がある場合は各法令等の規定による)

なお、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう配慮する。

II 子ども・若者を取り巻く主な現状・課題

<子どもの権利が守られる社会づくり>⇒子どもの意見を聴くことが重要であると認識されている。

- 子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいこと、自分たちでできること
(県) R5 子どもの意見を聴く・尊重する: 39.6% ((仮称)滋賀県子ども基本条例に係るWebアンケート)
- 子どもが自分の意見をいう機会を設けることについて、「必要である」「どちらかといえば必要である」と答えた割合
(県) R5 家庭内の大事な物事やルール: 95.7%、学校の行事や部活動の企画運営: 92.5%

(R5子育てに関する県民意識調査)

<子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための支援>⇒理想とする数の子どもを持てていない状況にある。

- 理想とする子どもの数
(県) R5 1人 1.8%
2人 46.5%
3人 46.5%
4人以上 5.2%
- 実際の子どもの数
R5 1人 11.5%
2人 56.0%
3人 21.2%
4人以上 2.1%

(R5子育てに関する県民意識調査)

<きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援>⇒不登校等の困難な状況にある子どもが増加している。

- 不登校の状態にある児童生徒数 (県) 小学校 H30: 620件 → R4: 1,270件
中学校 H30: 1,394件 → R4: 2,194件
高等学校 H30: 948件 → R4: 1,086件
(滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ)

- 「子ども若者ケアラー」と思われる児童生徒の有無について、いと答えた学校の割合
(県) R3: 49.8%

(R3滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託「子ども若者ケアラー実態調査報告書」)

<社会的養護の推進>⇒児童虐待相談件数は増加傾向にある。

- 児童虐待相談件数 (県) H30: 7,263件 → R5: 8,568件
(子ども家庭相談センターおよび19市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数)

<子どもの貧困の解消に向けた対策の推進>⇒貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが必要である。

- 児童・生徒の生活保護(教育扶助)と就学援助の受給割合 (県) R1: 12.5% → R4: 12.0%
(滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課、滋賀県教育委員会事務局調べ)

<安心・安全な子育て環境の整備>⇒平均初婚年齢が高止まりしているほか、10人に1人が低出生体重児の状況である。また保育所等利用児童数が増加しており、保育人材の確保が課題である。

- 平均初婚年齢 (県) H30 夫: 30.8歳 妻: 29.2歳 → R4 夫: 30.4歳 妻: 29.0歳
(厚生労働省 人口動態統計)

- 低出生体重児の割合 (県) H30: 9.2% → R4: 9.1%
(厚生労働省 人口動態統計)

- 保育所等利用児童数 (県) H31: 34,085人 → R5: 35,840人
(滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」)

- 県内企業における男性の育児休業取得率の推移 (県) H30: 4.1% → R5: 34.8%
(滋賀県 労働条件実態調査)

<ひとり親家庭への支援の推進>⇒暮らし向きに対する意識では「大変苦しい」の割合が増加している。

- ひとり親世帯数 (県) H30: 14,560世帯 → R5: 12,734世帯 (R5滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査)
- 母子家庭の暮らし向きに対する意識または回答した割合
(県) 「たいへん苦しい」 H30: 18.4% → R5: 22.4%、「苦しい」 H30: 46.8% → R5: 44.6%
(R5滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査)

<子ども・若者を取り巻く社会環境の整備>⇒合計特殊出生率が低下している。また子どもと一緒に外出する際に負担を感じる人の割合が大きい。

- 合計特殊出生率 (県) H30 1.55 → R4 1.43 (厚生労働省 人口動態統計)
- 子どもと一緒に外出する際に、負担を感じることがある割合 (県) 77.1%
(R5子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアンケート調査)

次期「淡海子ども・若者プラン」骨子案



Ⅲ 基本理念

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀の実現のため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向けて「子ども・若者」「父母その他の保護者・子どもに関わる大人」「地域・社会」それぞれについて「目指す姿」を定める。

※「基本理念」や「プランが目指す姿」の太字部分は子ども・若者を対象としたアンケートの結果を反映

子ども・若者

【プランが目指す姿】
子ども・若者が個人として尊重され、どのような環境にあっても遊び、学び、体験することを通して、健やかに育つとともに夢や希望を叶えることができる

Ⅳ 基本施策

- 1 子どもの権利が守られる社会づくり
- 2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための支援
- 3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援
- 4 社会的養護の推進
- 5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

父母その他の保護者・子どもに関わる大人

【プランが目指す姿】
父母その他の保護者や子どもに関わる大人が安心して子育てができる

- 5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進【再掲】
- 6 安心・安全な子育て環境の整備
- 7 ひとり親家庭への支援の推進

地域・社会

【プランが目指す姿】
みんなが思いやり、助け合い、社会全体で子ども・若者を応援する

- 8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

Ⅴ 施策を推進する視点

「計画により目指す姿」を実現するため、以下の視点により施策を推進する。

- 1 子どもに関わる全ての施策を子どもの権利を守る観点に基づき実施する。
- 2 「すまいる・あくしゅん」を継承し、子ども・若者施策の展開にあたっては当事者である子ども・若者の意見を聴取し、応答、反映する。
※すまいる・あくしゅん…コロナ禍において子ども・若者の声を聴いて策定した子どもの笑顔を増やすための行動様式
- 3 子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、部局間の連携強化により分野の隙間にある課題解決に取り組む。

Ⅵ プランの推進

- 1 行政、家庭、学校、県民等それぞれが果たす役割
- 2 計画の推進体制
- 3 点検評価・進行管理・計画の見直し（当事者の声を反映）

次期「淡海子ども・若者プラン」における基本施策の概要

1 子どもの権利が守られる社会づくり (1) 子どもの権利が守られる社会づくり 重点 ○子どもの権利に関する周知啓発・気運醸成 ○子どもの意見表明・応答・反映の推進 ○子どもの権利侵害の救済 2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための支援 (1) 多様な遊びや体験の機会の確保・社会参画活動の活性化 重点 ○多様な遊びや体験の機会の確保 多様な遊びや体験の機会の確保 ○子ども・若者の社会参画活動の活性化 (2) 夢と生きる力を育む学校教育の充実 ○知・徳・体を育む ○多様な学びの機会をつくる 社会教育施設等における学び、主権者教育、男女共同参画教育等 ○主体的に社会に参画できる資質能力を育む (3) 子ども・若者の居場所づくり ○子ども食堂等の居場所づくりの推進 (4) 若者の希望を叶えるための支援 重点 ○高等教育機関との連携による若者の社会参画 ○若者の就労支援の充実 ○結婚・出産・子育てを希望する若者への支援 結婚・出産・子育てを応援する取組 (5) 子ども・若者の健全な育成環境の整備等 ○健全な育成環境の整備 ○安心・安全なインターネット利用 3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援 (1) 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援 重点 ○困難な状況にある子ども・若者の声の施策への反映 ○社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援体制 いじめ防止、不登校の子どもへの支援、ヤングケアラーへの支援 (2) 非行少年等への対応 ○学校等との連携 ○家庭裁判所との連携 ○非行少年等の立ち直り支援の充実 4 社会的養護の推進 (1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化 重点 ○児童虐待防止に向けた県民意識の醸成 ○子どもへの正しい知識の普及等による虐待予防の推進 プレコンセプションケアによる正しい知識の普及等 ○妊娠前から子育て期における切れ目のない支援の実施 (2) 児童虐待の早期発見・早期対応 ○妊娠前から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】 ○配偶者からの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待の予防、早期発見・早期対応 (3) 子どもの保護・ケア ○里親委託等の推進および里親への包括的な支援 里親支援センターの取組の支援 ○特別養子縁組の推進 ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化 ○子どもの権利擁護の推進 子どもが意見表明しやすい体制や仕組みの検討 ○一時保護所における子どものケア	(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援の強化 ○親子関係再構築支援の推進 ○子どもの自立支援の強化 (5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携強化 ○子ども家庭相談センターの機能強化 ○市町の子ども家庭相談支援体制の構築等に向けた支援 ○関係機関との連携強化 5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進 (1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援 ○就学前教育・保育における支援 ○就学・修学支援の充実 ○学校と福祉関係機関等との連携強化 ○生活困窮世帯等への学習支援 (2) 貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援 重点 ○子どもの生活支援 居場所づくりに関する支援、体験に関する支援 ○保護者の生活支援 ○関係機関との連携等 地域におけるアウトリーチ ○その他の生活支援 (3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援 ○保護者に対する就労の支援 ○子どもの就労支援 (4) 世帯の生活を支えるための経済的支援 ○生活保護世帯に対する支援 6 安心・安全な子育て環境の整備 (1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり 重点 ○子どもを生み育てる機運の醸成 ○安心・安全な妊娠・出産の確保 プレコンセプションケアの教育、普及啓発 ○子どもの健康・医療の充実 (2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実 ○子育て家庭の教育力の向上 ○子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実 多様な遊びや体験の機会の確保、こども誰でも通園制度 ○障害のある子どもとその家族への支援 (3) 子どもの育ちを支える就学前教育・保育の充実 重点 ○就学前教育・保育の提供 滋賀県幼児期教育センター ○認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実 ○保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上 保育士等が働きやすい職場環境づくり ○認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上 ○障害のある乳幼児への支援 (4) 子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり ○地域における安全の確保 保育所等や放課後児童クラブの活動中等における子どもの安全の確保 ○子どもを事故や災害から守るための取組 ○安心して暮らせるまちづくりの取組 (5) 仕事と子育ての両立支援 ○ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組 ○企業における子育て支援の取組の推進	7 ひとり親家庭への支援の推進 (1) 生活の安定と自立のための経済的支援 ○生活基盤となる住宅の確保のための支援 ○生活の安定を図るための経済的支援 (2) 自立のための就労支援 ○ニーズに対応した就業相談の充実 ○自立を目指した能力開発の支援 ○ひとり親が働きやすい職場環境づくり (3) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援 重点 ○仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実 ○子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援 ○面会交流の普及・啓発 ○養育費確保のための支援 (4) きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発 ○支援が届きにくい家庭への対応強化 支援対象者の心身の健康状態や思いに沿った情報提供等 ○ひとり親家庭への情報提供の充実 SNSの活用による情報発信 ○ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発 8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備 (1) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える環境づくりの推進 重点 ○企業や地域による支援の促進 ○家庭と共に取り組む学びの推進 (2) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援 ○障害や病気がある子ども・若者に対する支援 ○日本語指導が必要な子ども等への支援
--	---	---

※小項目は主な新規項目のみ掲載し、赤字で表記しています。

次期「淡海子ども・若者プラン」の基本理念および目指す姿

【アンケート実施概要】

- ・調査対象 県内の小学生～概ね30歳の若者
- ・調査期間 令和6年7月2日～7月31日
- ・設問 「みんなが幸せ(うれしい)とを感じるために、なにが大切だと思いますか。」
- ・回答方法 自由記述のほか、予め設定した選択肢から最大3つまで選択。
※過去に実施した「すまいる・あくしょん」や「(仮称)滋賀県子ども基本条例」に関するアンケート等の回答をもとに設定。

【アンケート結果】

- ・回答数 5, 158件
- ・自由記述で多く見られたキーワード
「助け合う」「思いやる」「笑顔」「いじめ」「大切」「尊重」…
- ・選択式回答の状況
全体として「みんなが笑顔でいられること」が多く選択されているが、年齢が上がるにつれて、「自分のやりたいことができること」の割合が大きくなり、18歳以上の若者では最も多い回答となっている。

【基本理念】

- ・基本構想の目指す「変わる滋賀、続く幸せ」に向けて、子ども分野においては、「子どもが笑顔で幸せに暮らせる滋賀」を基本理念とする。

【プランが目指す姿】

- ・ 基本理念を実現するため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向けて、「子ども・若者」「子どもに関わる大人」「地域・社会」のそれぞれについてプランが「目指す姿」を定め、施策を展開する。

(子ども・若者)

子ども・若者が個人として尊重され、どのような環境にあっても遊び、学び、体験することを通して、健やかに育つとともに夢や希望を叶えることができる

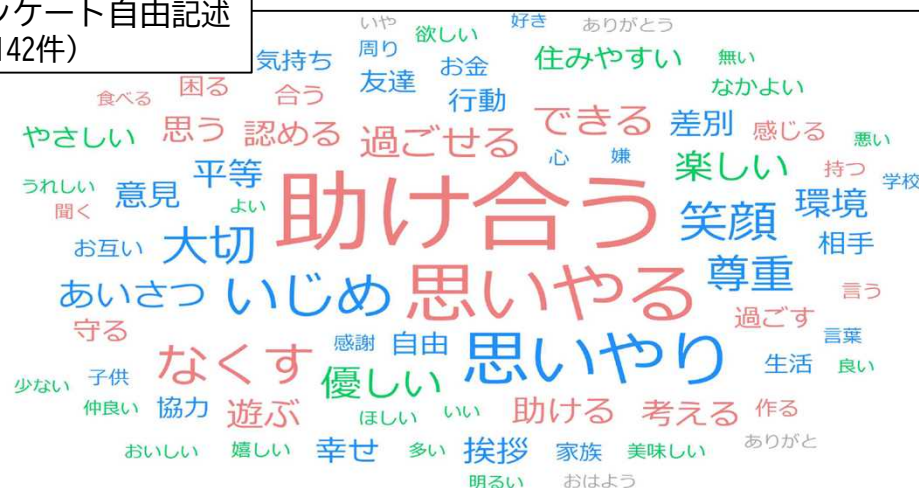
(父母その他の保護者・子どもに関わる大人)

父母その他の保護者や子どもに関わる大人が安心して子育て
ができる

(地域社会)

みんなが思いやり、助け合い、社会全体で子ども・若者を応援する

アンケート自由記述
(2,142件)



アンケート選択式回答

選択肢(3つまで選択)	小学校	中学生	高校生	若者 (18～30歳)
みんなが笑顔でいられること	786	970	574	81
自分のやりたいことができること	360	782	556	98
友達と仲良く遊ぶことができること	652	710	298	35
みんなで助けあえること	530	648	386	89
まわりの人を大切にできること	397	596	347	74
自分の気持ちを聞いてもらえること	307	489	287	60
豊かな自然がたくさんあること	209	260	142	40
みんなが子どもにやさしいこと	257	140	79	52